

令和8年度 有田町当初予算編成方針

第1 町の財政状況

1. 令和7年度の財政状況

- 歳入面では、国庫・県費において追加交付があったため、当初予算より一定程度増収となる見込みである。
- 歳出面では、いくつかの大型事業が継続している中、近年激甚化・頻発化している自然災害への対応に加え、原材料価格・物価高騰などにも追加の財政需要が生じる可能性があり、引き続き慎重な財政運営を行っていく必要がある。

2. 令和8年度の財政見通し

- 町税収入は、令和7年度当初予算と比較すると微増する見込みである。
- 令和7年度の臨時的財源（財政調整基金の取崩しや物価高騰対策関連臨時交付金など）は特例的な対応であるため、これを除くと、歳入全体では減額となる見通しである。
- 歳出面では原材料価格・物価等の高騰を受けて需用費が大幅増、また、扶助費、補助費等が増額となる見込みである。
- 歳入の減および歳出の増により、令和8年度については、現時点で約9億円の財源不足が見込まれており、町財政は危機的状況と言える。
- 職員一人一人が真の町民ニーズを的確に捉え、社会環境の変化に即応した柔軟で効率的な行財政運営に一層努める必要がある。
- 今後の不透明な財政見通しの下、施策全般にわたり緊急度・重要度などの観点から再検証し取捨選択を行うなど、経営的視点を持った行政運営により健全で強固な財政基盤を堅持し続けていかなければなりません。

第2 予算編成方針

- 「第2次有田町総合計画」および「第2期有田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた施策については、積極的に推進することとする。併せて、限られた財源を有効に活用する観点から、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止・休止などを含めた積極的な見直しやスクラップ・アンド・ビルドを行うこと。さらに、公共施設のあり方を総合的に検討するなど、限られた資源の最大限有効活用を図ること。また、物価上昇に応じた発注を行うため、実勢を踏まえた労務費単価や資材価格などを適切に反映した予算要求を行うこと。同時に、事業の早期執行のため、発注計画を立てること。また、債務負担行為の活用によ

り施工時期の平準化に努めること。

- 厳しい財政状況にあっても必要な施策を着実に推進し、町民が安心・安全に暮らす日常を送るため、各所属長は下に示す6つの視点に立ち、予算を要求すること。
※予算要求後に、社会経済情勢が変化したことなどにより新たな対応が必要となった場合については、適宜、予算編成過程で調整を行う。

1. 事業の見直し・検証

- 事業を実施する場合、改めて「業務プロセス・技法は適切か」といった観点から業務効率化の見直しを行ったうえで要求すること。
- 行政デジタル化の流れや技術革新を踏まえ、住民サービスの向上・業務改革・働き方改革を推進する視点から、事務の自動化・電子化や効率化、簡素化を積極的に検討すること。
- 特別会計・企業会計への繰出金は、町の財政運営や財政健全化判断比率に大きく影響することを念頭に、独立採算性の確保と健全経営に努め、一般会計同様に事務事業の見直しを行うこと。

2. 客観的指標による政策立案

- 効果的な事業実施のため、原則として、検証可能な成果目標を設定し、事務事業の総点検を行うこと。この結果をもとに事業の成果を検証し、より効果的な施策・事業構築に努めること。
- 新規事業を計画する際は既存事業の廃止・見直しも併せて検討し、原則、現在の配置人員で無理なく実施できるような計画を立案すること。安易な会計年度任用職員の雇用要求は控えること。

3. 財源の重点的配分

- 各所属長は、町の厳しい財政状況と社会経済情勢を鑑み、町が直面する様々な行政需要に的確に対応するため、本当に必要な施策・事業を見定め、重点的に財源を配分するよう予算を要求すること。

4. 国・県の動向の把握

- 国や県の補助・負担事業については、国等の予算編成の動向に最新の注意を払い、制度改正に時宜を失することなく対応するとともに、国等の補助事業を積極的に活用すること。特に、物価高騰対策や少子化対策に関する新たな補助制度などの動向には十分注意を払うこと。

5. 歳入の確保

- 町民税、国民保険税などの保険料については、引き続き、徴収努力を行うとともに、これらの収入未済分については必要な措置を講じ、収納率の向上と収入の確保を図ること。

- 民間資金・寄附金の確保や町有施設の有効活用などについては、積極的に取り組むこと。
- 過疎対策事業債は佐賀県への配分枠があり、県内の他市町とも調整が生じることがある。このことを踏まえ、地方債の活用を希望する事業については、その必要性を勘案したうえで、11月中旬までに財政課起債担当者と協議を行うこと。

6. 施設等の計画的整備

- 公共施設等総合管理計画および個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と施設の最適配置を実現するため、更新や長寿命化などは計画的に行うこと。同時に、施設の統廃合による総量縮減や民間活力の導入など、さまざまな手法を積極的に検討すること。

第3 予算見積りの基準

- 原則的に上記の方針に従って見積りを行うこと。細部については、別途通知する「令和8年度予算編成基準」を参照すること。
- 特別会計・企業会計の予算見積りに当たっては一般会計に準じること。一般会計からの繰出金の増加は町の財政運営にも大きく影響するため、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善・合理化の徹底に努めること。